

特定連結路附属地における利便増進施設の占用

実 施 要 領

平成31年1月

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

目 次

	頁
1. はじめに	
(1) 「インターチェンジの利用可能地の活用」の概要	1
(2) 対象業種	2
(3) 占用期間	2
2. 占用許可の手続について	
(1) 審査基準の公表	2
(2) 手続のフロー	2～3
(3) 公募方法	4
(4) 審査の実施方法	4
(5) 占用許可申請書の記載方法	5～8
3. 変更許可等の手続について	
(1) 占用物件の譲渡及び営業内容の変更について	9
(2) 占用に関する事項の変更について	9
(3) 変更許可申請書の記載方法	9～10
4. 審査基準	
(1) 事業者及び事業計画に関する事項	11～13
① 事業者・施設内容としての欠格事由	
② 審査の内容	
(2) 占用物件の構造等に関する事項	13～14
① 占用物件の構造	
② 工事実施の方法	
③ 工事の時期	
④ 道路の復旧方法	
⑤ その他	
5. 占用料に関する事項	
(1) 初年度の占用料の額について	14
(2) 翌年度以降の占用料の額について	14

(3) 占用料の納入方法について	15
(4) 公租公課について	15
(5) 占用料の見直しについて	15
① 積算占用料	
② 収益占用料	
6. 占用許可条件	
(1) 施設の工事について	15
(2) 施設の維持管理について	15～16
(3) 道路管理協力義務等について	16
(4) 占用料について	17
(5) 占用期間満了時等の措置について	17
(6) その他	18
7. その他	
(1) 会社が行う占用に関する工事	18
(2) 監督処分及び許可の取り消しについて	19
(3) 利便増進施設を閉鎖（廃業）する場合	19
(4) 道路内の建築制限について	19
(5) 道路使用許可について	19
(6) 一般道路の承認工事について	19
8. 相談窓口	20～22
利便増進施設関係法令	(別冊)
(沿革)	
当初：平成19年1月制定	
(イ)：平成21年2月一部改正	
(ロ)：平成31年1月一部改正	

本実施要領は、高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速道路」といいます。）の特定連結路附属地における利便増進施設の占用について、その許可手続き、審査基準及び占用料の算定方法等を定めたものであり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）が保有する高速道路の特定連結路附属地について適用するものです。

1.はじめに

(1) 「インターチェンジの利用可能地の活用」の概要

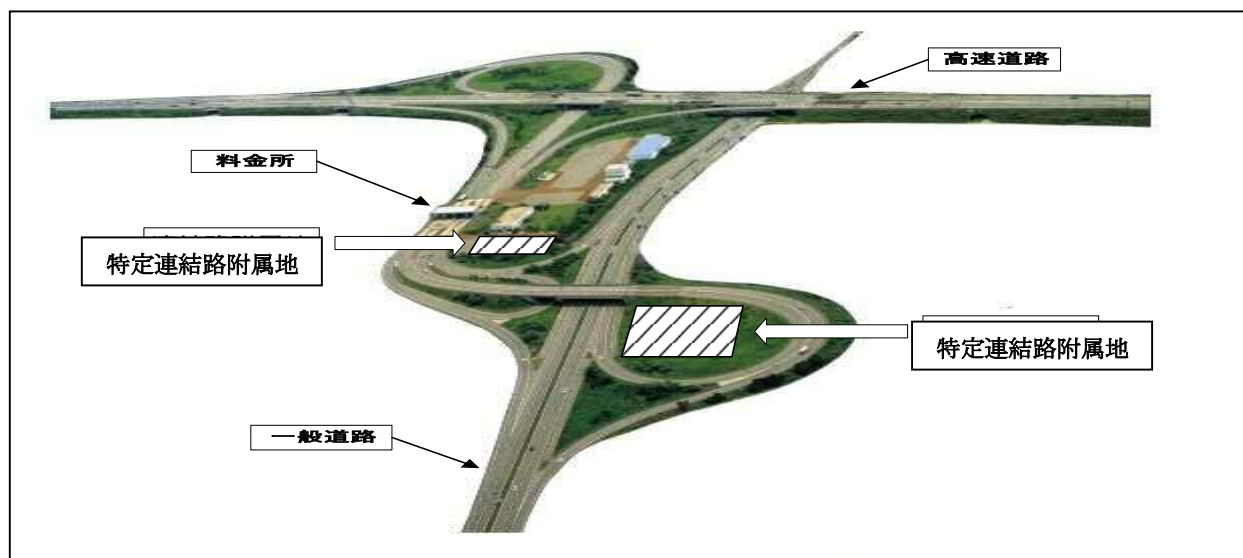
この制度は、既存の高速道路の特定連結路附属地（インターチェンジに附属する道路区域内の土地：図参照）において、当該高速道路を利用される方の利便の増進に資するために民間事業者等（以下「事業者」といいます。）が設置する施設（以下「利便増進施設」といいます。）で、当該土地の合理的利用の観点からふさわしいと認められるものの占用を可能とするものです。なお、本実施要領に特段の定めがないものについては、「占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度について（平成27年3月27日付け国道利第21号国土交通省道路局路政課長通達）」を適用するものです。（ロ）

「占用」とは

道路法第18条又は高速自動車国道法第7条にいう道路区域内の土地は、一般交通の用に供するため、原則的には工作物等を設置することはできません。

これに対して、特別に、機構等の道路管理者の許可を受けて道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することができます。これを道路の占用といいます。（道路法第32条参照）

これまでは、占用が許可されるのは、道路の敷地外に余地がないため、道路区域内の土地に工作物等を設けることがやむを得ない場合に限定されていました。平成10年の法改正により規制が緩和され、他に余地がある場合でも、特定連結路附属地の合理的な利用の観点から、高速道路を利用する方の利便の増進に資する民間施設を設置することがふさわしいと認められる場合には、占用を許可できることとされました。



特定連結路附属地の例（インターチェンジごとに状況は異なります。）

(2) 対象業種

食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、当該高速道路を利用する方の利便の増進に資するものとし、(道路法第33条第2項及び道路法施行令第7条第8号参照)

典型的な業種の例としては、ファミリーレストラン、コンビニエンスストア等が想定されますが、具体的には、本実施要領の末尾記載の機構又は高速道路株式会社法に規定された会社(以下、「会社」といいます。)の「相談窓口」にご相談下さい。(ロ)

なお、利便増進施設においては、酒類及びアルコールを含むドリンク剤等は販売できません。

(3) 占用期間

占用期間は占用許可の日から5年以内とし、5年を超える場合は、5年毎に更新するものとし、ただし、更新は最高3回まで(最長20年間)とし、

2. 占用許可の手続について

(1) 機構は、審査基準を公表します。

(2) 手続のフロー

機構は、会社に意見聴取した上で事業箇所を選定し、条件を明示して事業者を公募するものとし、ただし、道路管理施設が存在する、道路の新設又は改築の計画がある等の理由による道路管理上の必要から、道路管理者と同等の能力を有する者に占用させることが適当と認められる場合は、公募しないことができるものとし、

機構は、事業者の応募に基づき、技術的基準等による審査を行った上で、会社に意見聴取を行います。

事業者は、公募に基づき、入札占用計画書を会社へ提出します。ただし、会社が事業者として入札占用計画書を提出する場合には、機構へ提出するものとし、

機構は、透明性・公平性を確保する観点から、占用許可の可否等について、高架下利用計画等検討会(以下「検討会」といいます。)において審議した上で、占用入札参加資格の有無を確認し、審査結果・審査理由について応募者に通知します。

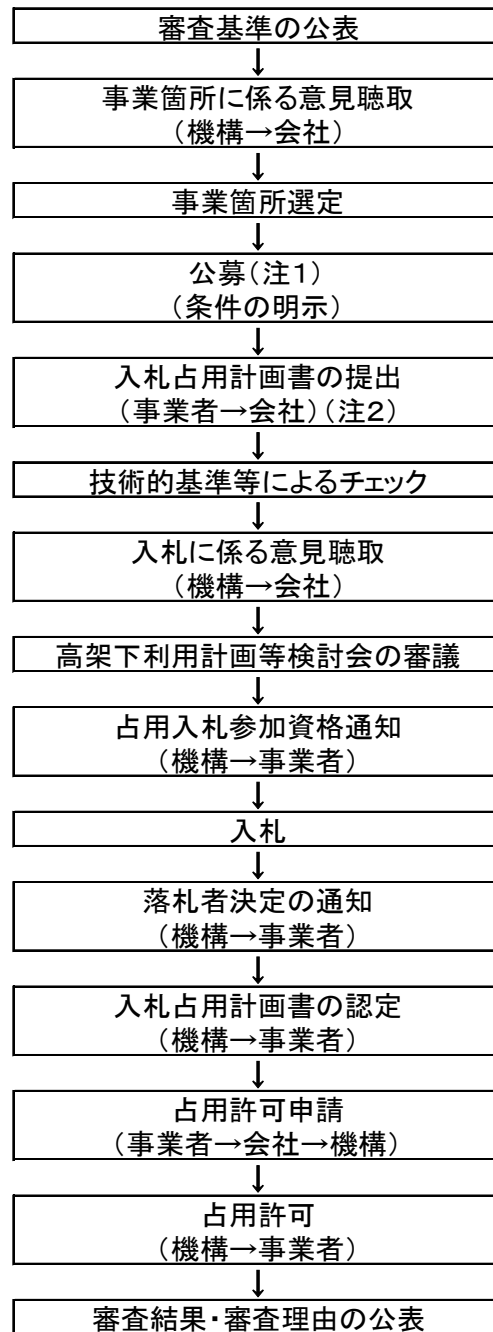
機構は、占用入札参加資格があると認めた者を参加者として、占用入札を実施し、落札者を決定します。

機構は、占用入札により決定した落札者が提出した入札占用計画書について、認定します。

機構は、占用許可申請に基づき、占用許可手続を行い、審査結果・審査理由について公表します。

(イ) (ロ)

〔占用手続フロー図〕



(注1) 道路管理施設が存在する、道路の新設又は改築の計画がある等の理由による道路管理上の必要から、道路管理者と同等の能力を有する者に占用させることが適当と認められる場合は、公募しないことができるものとします。

(注2) 会社が事業者として入札占用計画書を提出する場合には、機構へ提出するものとします。

(注3) 本実施要領に特段の定めがないものについては、「占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度について（平成27年3月27日付け国道利第21号国土交通省道路局路政課長通達）」を適用するものとします。

(3) 公募方法

利便増進施設の占用については、対象となるインターチェンジを指定して、機構ホームページ等で入札占用指針の公示をします。

なお、本実施要領に特段の定めがない様式については、入札占用指針によるものとします。(ロ)

(4) 審査の実施方法

機構は、事業者からの応募を受けて、利便増進施設が客観的条件に適合しているかをチェックした上で、透明性・公正性を確保するため、学識経験者等をメンバーとして設置した検討会の審議に付し、その結果を踏まえて、機構が占用入札参加資格の有無の確認をします。(イ) (ロ)

① 技術的基準等によるチェック

機構は、利便増進施設が政令・省令等に規定する占用の期間、占用の場所、占用物件の構造、工事実施の方法、工事の時期、道路の復旧方法等の客観的条件に適合しているかをチェックします。

② 会社への意見聴取

機構は、会社に対し、利便増進施設の設置について、道路の維持管理上支障がないか等について意見聴取を行います。

③ 検討会への付議

機構は、応募を受け付けた案件については、技術的基準等のチェック後、直近の検討会に事案を付議します。

④ 審査結果・理由の通知及び公表について

機構は、応募者のプライバシー・利益保護に配慮しつつ、占用入札参加資格があると認められた者を参加者として、占用入札を実施し、落札者を決定し、入札占用計画書を認定した後、すみやかに機構から応募者全員に審査の結果及びその理由を通知し、占用許可後に、応募状況、事業者の氏名・名称、審査結果、審査理由等を記載した書類を機構ホームページに掲載します。(ロ)

(5) 占有許可申請書の記載方法

新規	更新	変更	(番号) 年 月 日
----	----	----	---------------

道路占有許可申請書

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構

理事長

殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

担当者

TEL

道路法第 32 条の規定により許可を申請します。

占有の目的					
占有の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占有物件	名 称	規 模		数 量	
占有の期間	平成 年 月 日から	占有物件 の 構 造			
	平成 年 月 日まで				
工事の期間	平成 年 月 日まで	工事实施 の 方 法			
	平成 年 月 日まで				
道路の 復旧方法			添付書類		
備 考					

記載要領

- 1 新規、変更、更新については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 3 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占有が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 4 占有物件、占有物件の構造、工事の期間、工事の実施方法の欄は別添書類で記載することも可とします。
- 5 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占有の場所、物件の構造等を明らかにした図面、その他必要な書類等の添付書類名を記載すること。

(記入例)

新規	更新	変更	(番号) 年 月 日
----	----	----	---------------

道路占用許可申請書

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構

理事長

殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

担当者

TEL

道路法第 32 条の規定により許可を申請します。

占用の目的	利便増進施設の設置のため				
占用の場所	路線名	〇〇自動車道 〇〇線		車道・歩道・その他	
	場 所	〇〇インターチェンジ〇〇地区 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地			
占用物件	名 称	規 模		数 量	
	別添占用物件概要書のとおり	同左		同左	
占用の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	占用物件 の 構 造	別添占用物件概要書のとおり		
工事の期間	平成 年 月 日まで 平成 年 月 日まで	工事実施 の 方 法	別添占用物件の工事概要書のとおり		
道 路 の 復旧方法	機構の指示のとおり		添付書類	占用物件概要書、位置図、全体配置計画図、平面図、立面図、縦断面図、横断面図、占用物件の設計図、土地の丈量図・面積計算書、占用物件の工事概要書	
備 考					

占用許可申請書に係わる提出書類一覧（利便増進施設）

必要書類	申込時	占用許可申請時	根拠法令(道路法)
占用申込・許可申請書類 [記載事項]			
1 占用の目的		○	第32条第2項第1号
2 占用の期間	○	○	第32条第2項第2号
3 占用の場所		○	第32条第2項第3号
・位置図		○	
4 占用物件	○	○	
・全体配置計画図	○	○	
・占用する土地の丈量図		○	
・占用面積計算書		○	
5 占用物件の構造	○	○	第32条第2項第4号
・平面図	○	○	
・立面図	○	○	
・縦断面図		○	
・横断面図		○	
・占用物件の設計図		○	
6 工事の実施方法	○	○	第32条第2項第5号
・占用物件の工事概要書	○	○	
7 工事の期間	○	○	第32条第2項第6号
8 道路の復旧方法	○	○	第32条第2項第7号
9 その他必要な事項	○	○	
・占用物件概要書	○	○	
・駐車場内動線計画図	○	○	
・申請者が十分な資力信用力を有することを明らかにする書類 （以下のイ～二のうちから選択）			
イ 申請者が法人			
(1) 定款又は寄付行為	○		
(2) 法人の登記簿謄本	○	○	
(3) 事業概要書並びに役員の名簿及び履歴書	○	○	
(4) 直近3期分の貸借対照表、損益計算書及びそれぞれの明細、並びに納税証明書	○		
(5) 資格を要する業種にあつてはその免許の写し	○		
ロ 申請者が法人を設立しようとするもの			
(1) 定款又は寄付行為	○		
(2) 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書	○	○	
(3) 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは株式の引受又は募集の計画書	○		
ハ 申請者が法人格なき組合			
(1) 組合契約書の写し	○	○	
(2) 組合員の名簿及び履歴書	○	○	
(3) 組合の資産目録	○		
(4) 直近3期分の決算関係書類	○		
(5) 資格を要する業種にあつてはその免許の写し	○		
ニ 申請者が個人			
(1) 戸籍抄本又はこれに類する書類	○	○	
(2) 履歴書	○		
(3) 資産目録	○		
(4) 直近3期分の納税証明書の写し	○		
・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないことなどを誓約する書類	○		

※ 必要に応じて、業界事情、申出者の取引状況等について、審査の段階でヒアリングさせて頂く場合があります。

添付図面で明示すべき事項

図面等の種類	明示すべき事項	縮尺
位置図	方位、縮尺、占用箇所の位置	5 万分の 1
全体配置計画図	方位、縮尺、占用する敷地の境界、予定建築物等の位置及び形状と用途、駐車場の位置及び形状、敷地の出入路の位置及び形状	5 百分の 1
平面図	方位、縮尺、予定建築物の平面図、占用する敷地の境界	百分の 1
立面図	縮尺、予定建築物の立面図、占用する敷地の境界	百分の 1
縦断面図	縮尺、地盤線、予定建築物の縦断面、占用する敷地の境界	適宜
横断面図	縮尺、地盤線、予定建築物の横断面、占用する敷地の境界	適宜
占用物件の設計図	建築物等の詳細設計図、給排水管路図、電気・電話管路図、出入路詳細図	適宜
占用物件の工事概要書	工事数量、施工計画、工事工程	
占用物件概要書	利便増進施設の業務内容、事業計画、資金計画・収支計画、駐車場の配置計画及びその根拠、管理運営計画 ※ 占用の更新を予定している場合は、資金計画・収支計画については、全体の計画とすること。	
駐車場内動線計画図	駐車場内の自動車の交通動線（進行方向）が分かる図面等	5 百分の 1

3. 変更許可等の手続について

(1) 占有物件の譲渡及び営業内容の変更について

占有物件の譲渡は禁止します。

また、占有物件における営業内容を変更する場合には、占有許可又は変更許可が必要となります。

(2) 占有に関する事項の変更について

利便増進施設の占有許可を受けた方が次の事項を変更しようとする場合は、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められる軽易なものである場合を除き、あらかじめ機構の許可を受けなければなりません。

(道路法第32条第3項)

- ・ 道路の占有の期間
- ・ 道路の占有の場所
- ・ 占有物件の構造
- ・ 工事実施の方法
- ・ 工事の時期
- ・ 道路の復旧方法

軽易な事項（道路法施行令第8条）

- ① 占有物件の構造の変更であって重量の著しい増加を伴わないもの。
- ② 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない物件の占有物件に対する添加であって、当該道路占有者が当該占有の目的に附随して行うもの。

(3) 変更許可申請書の記載方法

変更許可申請書の様式は、当初の占有許可申請書と共通です。

新	更	変	(番号)
規	新	更	年 月 日

の「変更」を○で囲み、従前の許可書の番号及び年月日を記載して下さい。

「添付書類」の欄には、道路の占有の場所、占有物件の構造等の変更に係る図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載して下さい。

○占用変更許可申請書の添付書類

変更しようとする事項により下記の書類のうち必要なものを添付して下さい。

書類等の種類	明示すべき事項	縮尺
占用変更理由書		
占用施設概要書	利便増進施設の業務内容、事業計画、資金計画、収支計画、管理運営計画	
位置図	方位、縮尺、占用箇所の位置	5万分の1
全体配置計画図	方位、縮尺、占用する敷地の境界、予定建築物等の位置及び形状と用途、駐車場の位置及び形状、敷地の出入路の位置及び形状	5百分の1
丈量図		5百分の1
変更内容を示す図面		5百分の1
占用物件の工事概要書	工事数量、施工計画、工事工程	
申請場所及びその付近の写真		

4. 審査基準

(1) 施設内容、事業計画等に関する事項

① 事業者・施設内容としての欠格事由

- イ 事業者である法人の役員（事業者が個人の場合は当該個人）が以下に該当するもの
- ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・破産者で復権を得ないもの
 - ・禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
 - ・現に道路管理者、機構又は会社との係争中の者
 - ・道路法等の悪質な違反者
- (例)
- ・事故等により道路を損傷したことについて、国土交通省又は会社から原因者負担金の負担を命じ若しくは求められたにもかかわらず、滞納している者
 - ・車両制限令違反を重ねている者
- 等
- ロ 事業者である法人が以下に該当するもの
- ・現に道路管理者、機構又は会社との係争中の者
 - ・道路法等の悪質な違反者
- ハ 営業の実態等からみて社会的批判を受けるおそれのあるもの
- ニ 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと機構が認めるもの（ロ）
- ホ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと機構が認めるもの（ロ）
- へ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。）第8条第1項第35号の規定に基づく法第71条第1項の規定による監督処分を受けて是正がなされていないもの（ロ）
- ト 特措法第45条第2項の規定により読み替えて適用する法第73条第1項に基づく督促状により督促を受けているもの（ロ）
- チ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの（ロ）
- リ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの（ロ）
- ヌ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの（ロ）
- ル 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているもの（ロ）
- ヲ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（ロ）
- ワ その者により道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當であると機構が認めるもの（ロ）

② 審査の内容

事業者及び事業計画について、次の4つの観点から評価を行うものとします。

- イ 事業者の資力・信用及び事業の安定性
- ロ 地域との調和
- ハ 利用者の利便性
- ニ 有料道路事業への収益還元

イ 事業者の資力・信用及び事業の安定性

(着眼点)

- 1) 事業経験・銀行取引状況
 - ・事業経験 (※)
 - ・銀行取引状況
- 2) 業界事情と業界内地位
 - ・業界内ランク
 - ・株式の公開
 - ・業界の売上高等の伸び率
- 3) 成長性・収益性・安全性
 - ・成長性〔売上高、利益水準(営業利益、経常利益)〕
 - ・収益性〔利益率水準(売上高経常利益率、総資本経常利益率)、経営効率(総資産回転期間、固定資産回転期間)〕
 - ・安全性〔流動比率、固定比率、自己資本比率〕
- 4) 事業計画の安定性
 - ・営業開始後の銀行借入必要期間
 - ・当該事業の利益率
 - ・投資回収期間
 - ・総資産に対する計画投資額の割合等

※事業経験に着眼する場合

商法(合併・分割等)やその他法に基づき、前法人より事業承継した法人については、前法人における事業年数も考慮するものとします。

ロ 地域との調和

(着眼点)

- ・地元の事業者が営業者となるか
- ・地域のまちづくり計画と整合しているか
- ・一般道の交通に悪影響を与えないか
- ・地元の人がどの程度利用するか
- ・立地について目立った反対運動はないか
- ・立地について騒音・振動等近隣状況に支障はないか
- ・周辺の景観との調和はどうか
- ・緑化・省エネ・省資源等環境対策に積極的に取り組んでいるか等

ハ 利用者の利便性

(着眼点)

- ・営業時間はどうか
- ・公衆トイレの設置状況はどうか
- ・バリアフリーに対する対応はなされているか
- ・道路案内等の情報提供を行うか
- ・利用者ニーズが高いか
- ・複数業種のテナントにより多様なサービスが提供されるか
- ・商品（アイテム数、地域指向の品揃え等）の取扱いは充実しているか
- ・施設の利用者の範囲が限定されないか
- ・有料道路利用者に独自の創意工夫によるサービスの提供が図られるか
等

二 有料道路事業への収益還元

(着眼点)

- ・占用料の額
等

(2) 占用物件の構造等に関する事項

① 占用物件の構造

1) 建物等

イ. 特定連結路附属地に設ける占用物件の構造は、道路法施行令第12条第4号によるものとしします。

ロ. 広告物の掲出にあたっては、その地域の「屋外広告物条例」等を遵守するとともに、過度なネオン・サイン及び電飾等により高速道路の自動車の走行に支障がないようにするものとしします。

2) 駐車場

イ. 駐車場の確保

特定連結路附属地に接続する高速道路のランプや一般道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすことのないよう、駐車需要に応じた規模の駐車場を確保するものとしします。

ロ. 駐車場の構造

駐車場の構造は、駐車場法施行令第8条、第9条に準ずるものとしします。

ハ. 自動車の出入口

自動車の出入口は、駐車場法施行令第7条に準ずるものとしします。

3) 通路その他の施設

高速道路のランプから分岐する場合の通路の構造は、安全かつ円滑な交通を確保できるよう計画し、当該高速道路を管理する会社の設計要領等（注）に準ずるものとしします。

（注）会社の設計要領等

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が管理する高速道路

東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株) 設計要領

首都高速道路(株)が管理する高速道路 計画設計資料

阪神高速道路(株)が管理する高速道路 設計基準
本州四国連絡高速道路(株)が管理する高速道路 幾何構造基準

② 工事实施の方法

占用に関する工事の実施方法は、道路法施行令第13条によるものとします。

③ 工事の時期

占用に関する工事の時期は、道路法施行令第14条によるものとします。

④ 道路の復旧方法

占用に関する道路の復旧の方法は、道路法施行令第15条によるものとします。

⑤ その他

本要領に記載のない項目については、別途、機構及び会社に協議を行うものとします。

5. 占用料に関する事項

(1) 初年度の占用料の額について

初年度は、落札額とします。(ロ)

(2) 翌年度以降の占用料の額について

翌年度以降については、毎年度末に下記の方法により算定した額と比較し、高い方を
占用料の額とします。(ロ)

$$\text{占用料(年額)} = \frac{\text{積算占用料} + \text{収益占用料}}{2} \times \text{占用面積}$$

◆ 積算占用料とは・・・

近傍類似の土地の1㎡あたりの時価に道路法施行令で定められている率を乗じて得られる額をいいます。

なお、近傍類似の土地の1㎡あたりの時価は、機構が明示します。

◆ 収益占用料とは・・・

占用施設において行われる営業により得られる1㎡あたりの年間売上収入額に、下記区分に応じた率を乗じて得られる額をいいます。

近傍類似の土地の時価(1㎡あたり)	率
400,000円以上	0.019035
200,000円～400,000円	0.014805
200,000円未満	0.01098

(2) 占用料の納入方法について

占用許可をした日から1月以内に納入告知書により初年度分を一括して納入して頂きます。占用期間が翌年度以降にわたる場合においては、毎年度当該年度分を4月30日までに納入して頂きます。

(3) 公租公課について

占用施設が立地したことにより新たに公租公課（固定資産税、都市計画税）が課された場合は、当該公租公課相当額は、占用料とは別に占用者に負担して頂きます。

(4) 占用料の見直しについて

① 積算占用料

近傍類似の土地の時価については、毎年度、不動産価格の推移を示す指数を用いて時点修正を行います。また、占用の更新がなされたときは、再度近傍類似地の評価を行います。

② 収益占用料

一年当たりの売上収入額については、占用者に報告して頂き、それを基に占用料の算定を行います。なお、占用許可をした年度については、収益占用料の算定は行わず、積算占用料に占用面積を乗じた額を占用料とします。

6. 占用許可条件

占用許可にあたっては、高速道路の構造を保全し、その安全かつ円滑な交通を確保するために、次のような条件を付すものとします。（条件が変更される場合や、これら以外の条件が付加される場合があります。）

(1) 施設の工事について

① 工事の実施にあたっては、あらかじめ工程表及び施工計画書を付して会社に届け出てその指示に従うとともに、工事完了の際は工事完了写真を添えて会社に届け出て、その検査を受けること。（ロ）

② 工事の実施にあたっては、既設排水施設及びケーブル等の機能を損なわないよう十分配慮するとともに、占用施設の排水設備を完備すること。

③ 工事完了後、占用施設の補修その他の工事を行おうとするときは、あらかじめ会社に届け出て、その指示により占用変更許可申請等の手続きを行うこと。（ロ）

(2) 施設の維持管理について

① 本占用に起因して道路を破損し、又は破損するおそれのある場合は、会社の指示する工法により修復し、又は相当の措置をとるとともに、その費用は占用者において負担する

こと。

② 道路が災害その他不可抗力によって破損し、占用施設を損傷した場合は、占用者において補修等必要な措置を講じるものとし、機構及び会社はその責を負わないこと。なお、当該施設の復旧については、その都度、会社と協議すること。

③ 占用者は、占用の場所を善良なる管理者の注意をもって維持管理し、道路の構造及び交通に支障を及ぼさないようにするとともに、道路の美観を害さないようにすること。また、安全かつ円滑な交通を確保するため、会社が必要な措置を求めた場合は、これに従うこと。

④ 火災、煤煙、悪臭、騒音等の発生防止に十分留意すること。

⑤ 易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用しないこと。ただし、燃料用として必要最小限のものについては、この限りではない。

⑥ 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、会社を経由して機構あて書面等により報告すること。(ロ)

⑦ 占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を会社に報告すること。(ロ)

⑧ 天災事変等に起因する道路の損壊によって生じた占用物件又はその利用者等への損害は、機構及び会社は一切補償しない。(ロ)

(3) 道路管理協力義務等について

① 会社が行う各種工事の施行については、占用者はこれを容認し、かつ妨げないものとし、当該工期中の占用者の損害については、機構及び会社はその責を負わないこと。

② 道路管理の必要上、機構又は会社が行う占用施設への立入りについては、占用者はこれを容認し、かつ妨げないこと。

③ 機構が道路工事又は道路管理の必要上、占用許可を取り消し、若しくはその効力を停止し、又は占用施設の移転、撤去、変更等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は占用者において負担すること。また、災害等により機構又は会社が緊急に必要と認められた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。(ロ)

④ 高速道路区域内において発生した緊急事態を発見し、又はこれについて連絡を受けた場合は、すみやかに会社に連絡すること。

⑤ 必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。(ロ)

⑥ 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講ずること。(ロ)

- ⑦ 占有者は、あらかじめ、点検要領を会社に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。(ロ)
- ⑧ 点検要領には次に掲げる事項のうち、会社が必要と認めるものを定めること。(ロ)
- 1) 点検等の範囲に関する事項
 - 2) 点検等の対象に関する事項
 - 3) 点検等の内容に関する事項
 - イ. 点検項目
 - ロ. 点検時期
 - ハ. 点検方法
 - ニ. 清掃、除草等の時期
 - ホ. 清掃、除草等の方法
 - 4) 点検等の体制に関する事項
 - 5) 点検等の記録に関する事項
 - 6) 点検等の結果の報告に関する事項
 - 7) その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- ⑨ 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及びその近傍における道路構造物等の日常的な点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに会社に報告し、その指示に従い当該占有区域を適正に管理すること。(ロ)
- ⑩ 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、会社に届け出ること。(ロ)

(4) 占有料について

- ① 占有料は、機構の発行する告知書に基づき納入すること。
- なお、指定された期日までに占有料が納付されない場合には、特措法第45条第2項の規定により読み替えて適用する法第73条の規定に基づき、延滞金を徴収する場合があります。(ロ)
- ② 既納の占有料は、還付しない。(ロ)
- ③ 占有者は、前年度の売上収入額について、機構又は会社の指示に基づき、機構又は会社に報告すること。

(5) 占有期間満了時等の措置について

- ① 占有期間が満了したときは、会社の指示に基づき原状回復等の措置を講じること。
- ② 占有期間が満了する前に占有を廃止する場合は、機構又は会社に届け出て、会社の指示に基づき原状回復等の措置を講じること。
- ③ 占有期間満了後引き続き占有しようとするときは、期間満了の3ヶ月前までに機構又は会社に申請し、許可を受けること。
- なお、3回目の更新以降に引き続き道路を占有しようとするときは、別途、機構又は会社と協議すること。(ロ)

(6) その他

- ① 占有者は占有施設を第三者に譲渡しないこと。
- ② 占有施設を担保に供する場合には、機構に報告すること。
- ③ 占有施設には、占有許可番号、期間、面積、目的、占有者の所在地及び名称を明記した標札を会社の指示する場所に掲示すること。
- ④ 占有敷地の境界には、会社の指示する境界標を設けること。ただし、これによりがたい場合は、会社の指示する方法に従うこと。
- ⑤ 占有の目的又は場所の変更をしないこと。
- ⑥ 利便増進施設の種類の変更をしないこと。
- ⑦ 酒類等占有施設で販売することがふさわしくない商品の販売を行わないこと。
- ⑧ 占有者は、名称又は所在地等を変更した場合は、遅滞なく機構及び会社に届け出ること。
- ⑨ この許可に基づく占有者の権利は、第三者に譲渡しないこと。
- ⑩ 本占有に起因して、機構若しくは会社又は第三者に損害を与えた場合、又は第三者から苦情等があった場合は、占有者において損害賠償、苦情処理等の措置を講じること。
- ⑪ 占有施設を賃貸する場合においては、次の各号に掲げる事項につき、然るべき措置をとること。なお、賃借人を決定、変更した場合は速やかに機構に報告すること。
 - 一 賃借人に占有許可条件を遵守させること。
 - 二 賃借人が第三者に転貸させないようにすること。ただし、機構の承認を受けた場合は、この限りではない。
- ⑫ 営業時間を変更し、又は営業を休止する場合は会社に報告すること。
- ⑬ 本占有に起因して、機構に公租公課が課せられる場合は、占有者は、当該公租公課に相当する額を機構の発行する告知書に基づき納入すること。
- ⑭ 提出済の暴力団又は暴力団員でないことを誓約する書面に反しないこと。(ロ)
- ⑮ 上記各項の他、申請書どおりとし、道路法その他関係法令を遵守すること。

以上の条件に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。

7. その他

(1) 会社が行う占有に関する工事

占有に関する工事は、占有許可を受けた事業者が行うのが原則ですが、道路の構造を保全するために必要があると認められる場合又は占有許可を受けた事業者の委託があった場合には、会社は、道路の占有に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができることとされています。(道路法第38条参照)

手続としては、占有許可を受けた後に、事業者及び会社の間で基本協定を締結し、実施に当たっての詳細な事項については、毎年度契約を締結するものとします。(ロ)

(2) 監督処分及び許可の取り消しについて

高速道路の交通の安全性・円滑性を確保するために、機構は、道路法の規定や占用許可の際に附した占用許可条件に違反している事業者に対して、占用許可の取り消し、効力の停止、行為若しくは工事の中止、道路の原状回復等を命ずること（以下「監督処分」といいます。）があります。（道路法第71条第1項参照）

また、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合、道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合にも、機構は、上記の監督処分を行うことがあります。（道路法第71条第2項参照）

(3) 利便増進施設を閉鎖（廃業）する場合

利便増進施設を閉鎖（廃業）する場合には、会社の指示する工法により原状回復等の措置を講じて頂きます。

(4) 道路内の建築制限について

特定連結路附属地は、建築基準法第42条の「道路」として扱われないことから、特定連結路附属地に設けられる利便増進施設については、建築基準法第44条の道路内建築制限が課せられないこととなっています。

(5) 道路使用許可について

利便増進施設の工事に当たって、道路使用許可（道路交通法第77条）が必要となる場合には、事業者において所轄警察署長の許可を受けて頂きます。

なお、道路交通法第78条第2項の規定に基づき、機構を経由して申請書の提出をすることができます。

(6) 一般道路の承認工事について

一般道路との出入口を設ける場合には、一般道路の道路管理者に対して、別途道路法第24条の規定に基づく承認工事の手続が必要となります。

8. 相談窓口

機構及び会社では、民間企業等の皆様に特定連結路附属地における占用許可の仕組み等をご紹介していくと共に、ご相談等に応じていくため、相談窓口を設置しております。皆様の事業活動にお役に立てればと考えておりますので、是非ご利用下さい。

◇ 相談窓口

独立行政法人日本高速道路保有債務・返済機構 〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビルディング 5F 総務部管理課 TEL 045-228-5962 (直通) 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 3-5-7 御堂筋本町ビル 4F 関西業務部管理課 TEL 06-6265-9360 (直通)	
東日本高速道路株式会社 本社 管理事業本部 管理事業統括課 北海道支社 道路事業部 管理課 東北支社 管理事業部 管理課 関東支社 管理事業部 管理課 新潟支社 道路事業部 管理課	〒100-8979 千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング TEL 03-3506-0111(代表) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 TEL 011-896-5211(代表) 〒980-0021 仙台市青葉区中央 3-2-1 青葉通プラザビル TEL 022-711-6411(代表) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 大宮 JP ビルディング TEL 048-631-0001 (代表) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 新潟プラウカ 3 TEL 025-241-5111 (代表)
首都高速道路株式会社 営業企画部道路管理課 東京西局 営業・道路管理課 東京東局 営業・道路管理課	〒100-8930 千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル TEL 03-3502-7311(代表) 〒102-0093 千代田区平河町 2-16-3 TEL 03-3264-8202 〒103-0015 中央区日本橋箱崎町 43-5 TEL 03-5640-4827

<p>神奈川管理局 営業・道路管理課</p>	<p>〒221-0044 横浜市神奈川区東神奈川 1-3-4 TEL 045-451-7916</p>
<p>中日本高速道路株式会社 技術・建設本部 建設企画部 高速道路計画チーム 保全企画本部 道路・不動産管理チーム</p> <p>名古屋支社 総務企画部 企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p> <p>東京支社 総務企画部 企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p> <p>八王子支社 総務企画部 企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p> <p>金沢支社 総務企画部 企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p>	<p>〒460-0003 名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル TEL 052-222-1620 (代表)</p> <p>〒460-0003 名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル TEL 052-222-1181 (代表)</p> <p>〒105-6011 港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー TEL 03-5776-5600(代表)</p> <p>〒192-8648 八王子市字津木町 231 TEL 0426-91-1171(代表)</p> <p>〒920-0365 金沢市神野町東 170 TEL 076-240-4930(代表)</p>
<p>西日本高速道路株式会社 保全サービス事業部 管理課</p> <p>関西支社 保全サービス事業部 管理課</p> <p>中国支社 保全サービス事業部 管理課</p> <p>四国支社 保全サービス事業部 管理課</p> <p>九州支社 保全サービス事業部 管理課</p>	<p>〒530-0003 大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ TEL 06-6344-4000(代表)</p> <p>〒567-0871 大阪府茨木市岩倉町 1 番 13 号 TEL 06-6344-8888(代表)</p> <p>〒731-0103 広島市安佐南区緑井 2-26-1 TEL 082-831-4111(代表)</p> <p>〒760-0065 高松市朝日町 4-1-3 TEL 087-823-2111(代表)</p> <p>〒810-0001 福岡市博多区博多駅東 3-13-15 TEL 092-260-6111 (代表)</p>

<p>阪神高速道路株式会社 営業部 営業企画課</p> <p>大阪管理局 総務・管理部 道路管理課</p> <p>神戸管理部 道路管理・環境対策課</p> <p>京都管理所 総務・管理課</p>	<p>〒530-0005 大阪市北区中之島 3-2-4 中之島フェスティバルタワー・ウエスト TEL 06-6203-8888(代表)</p> <p>〒552-0006 大阪市港区石田 3-1-25 TEL 06-6576-3881(代表)</p> <p>〒650-0041 神戸市中央区新港町 16-1 TEL 078-331-9801(代表)</p> <p>〒612-0002 京都市伏見区深草中川原町 13-7 TEL 075-551-7881(代表)</p>
<p>本州四国連絡高速道路株式会社 業務部 道路管理課</p> <p>神戸管理センター 管理課</p> <p>鳴門管理センター 管理課</p> <p>岡山管理センター 管理課</p> <p>坂出管理センター 管理課</p> <p>しまなみ尾道管理センター 管理課</p> <p>しまなみ今治管理センター 管理課</p>	<p>〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 4-1-22 アーバンエース三宮ビル TEL 078-291-1000 (代表)</p> <p>〒655-0852 神戸市垂水区名谷町 549 TEL 078-709-0084 (代表)</p> <p>〒772-0053 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛 18 TEL 088-687-2166(代表)</p> <p>〒701-0304 岡山県都窪郡早島町大字早島 2985 TEL 086-483-1100(代表)</p> <p>〒762-0025 坂出市川津町下川津 4388-1 TEL 0877-45-5511(代表)</p> <p>〒722-0073 尾道市向島町 6904 TEL 0848-44-3700(代表)</p> <p>〒794-0072 今治市山路 751-2 TEL 0898-23-7250(代表)</p>

○道路法第32条（道路の占用の許可）

（法律）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一～四 （略）

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令（道路法施行令第7条参照）で定めるもの

2 （略）

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4・5 （略）

道路法施行令

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第7条 法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～七 （略）

八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第33条第2項第2号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第13号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

九～十三 （略）

○道路法第33条（道路の占用の許可基準）

（法律）

第33条 道路管理者は、道路の占有が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令（道路法施行令第12条第4号参照）で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占有については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

一 （略）

二 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

三 （略）

道路法施行令

(構造に関する基準)

第12条 法第32条第2項第4号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 特定連結路附属地に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものであること。

ロ 当該工作物、物件又は施設の規模及び用途その他の状況に応じ、当該工作物、物件又は施設と連結する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように、必要な規模の駐車場及び適切な構造の通路その他の施設を設けるものであること。

(工事实施の方法に関する基準)

第13条 法第32条第2項第5号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。

二 道路を掘削する場合においては、溝堀、つぼ堀又は推進工法その他これに準ずる方法によるものとし、えぐり堀の方法によらないこと。

三 路面の排水を妨げない措置を講ずること。

四 原則として、道路の一方の側は、常に通行することができることとする。

五 工事現場においては、さく又は覆いの設置、夜間における赤色灯又は黄色灯の点灯その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

六 (略)

(工事の時期に関する基準)

第14条 法第32条第2項第6号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して適当な時期であること。

二 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること。特に道路を横断して掘削する工事その他道路の交通を遮断する工事については、交通量の最も少ない時間であること。

(道路の復旧の方法に関する基準)

第15条 法第32条第2項第7号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 占用のために掘削した土砂を埋め戻す場合においては、層ごとに行うとともに、確実に締め固めること。

二 占用のために掘削した土砂をそのまま埋め戻すことが不相当である場合においては、土砂の補充又は入換えを行つた後に埋め戻すこと。

三 砂利道の表面仕上げを行う場合においては、路面を砂利及び衣土をもつて掘削前の路面形に締め固めること。

○道路法第38条（道路管理者の道路の占有に関する工事の施行）

（法律）

第38条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占有者の委託があつた場合においては、道路の占有に関する工事で道路の構造に係るのあるものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行おうとするときは、当該道路管理者は、道路占有者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

○道路法第39条（占用料の徴収）

（法律）

第39条 道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。（以下略）

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令（道路法施行令第19条参照））で定める。（以下略）

道路法施行令

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

第19条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令（道路法施行規則第4条の5参照）で定めるところにより算定した額を勘案して占有面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占有の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、法第35条の規定により同意をし、又は法第48条の27の規定により協議が成立した占有の期間（中略）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。（以下略）

別表（第19条関係）

占有物件	占用料					
	単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
（略）						
第7条第8号に掲げる施設	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額			

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第1項又は第2項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したものをいう。以下同じ。）が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域をいう。
 - ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
 - ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口20万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
 - ニ 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
 - ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
- 三～六 （略）
- 七 Aは、近傍類似の土地（第7条8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 八 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 九 占用料の額が年額で定められている占有物件にかかる占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

道路法施行規則

(休憩所等の売上収入額に応じて算定する額)

第4条の5

令第十九条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる割合を占有面積一平方メートルにつき一年当たりの同項に規定する売上収入額に乗じて得た額とする。

一 近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。）が賃貸されている場合 当該近傍類似の土地の一年当たりの賃貸料から当該賃貸料に含まれている修繕費、管理事務費、公租公課その他必要な経費を控除して得た額の当該近傍類似の土地に存する施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合

二 近傍類似の土地に存する施設が賃貸されている場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該施設の一年当たりの賃貸料から当該賃貸料に含まれている償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、空室等による損失を補填するための引当金、公租公課その他必要な経費を控除して得た額（次項において「純賃料」という。）のうち土地に係る部分として負担させることが適当な額の当該施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合

2 前項第二号の土地に係る部分として負担させることが適当な額は、当該近傍類似の土地の時価及び当該施設の建設に要する費用の合算額に占める当該近傍類似の土地の時価の割合を純賃料に乗じて得た額を基礎として算出するものとする。

利便増進施設の占用料の額

利便増進施設の占用料の額は、（近傍）類似の土地の時価に一定の料率を乗じた額と売上収入額に応じて算定する土地に帰属すべき純賃料にあたる額の両者を勘案した額とします。

(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

第7条 法第11条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分

ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路の部分

ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右20メートル以内の部分を含む。）

ニ 橋

ホ 幅員が6メートル未満の道路

ヘ 縦断勾配が10パーセントを超える道路

二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車の用に供する部分の面積が6000平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5メートル以上とすること。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。） 1.3メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 2メートル

2 前項第1号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第1号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ 交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分

ロ トンネル

二 橋

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第1号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項第2号から第5号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路に関する技術的基準）

第8条 法第11条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

一 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。

二 自動車の車路の幅員は、イからへまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからへまでに定める幅員とすること。

イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2. 75メートル（前条第1項第5号イに掲げる路外駐車場又はその部分（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、1. 75メートル）以上

ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。） 3. 5メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、2. 25メートル）以上

ハ その他の自動車の車路又はその部分 5. 5メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、3. 5メートル）以上

三 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。

イ はり下の高さは、2. 3メートル以上であること。

ロ 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車を5メートル以上の内法半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を3メートル以上の内法半径で回転させることができる構造）であること。

ハ 傾斜部の縦断勾配は、17パーセントを超えないこと。

ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（駐車の用に供する部分の高さ）

第9条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、2. 1メートル以上でなければならない。

○建築基準法

（道路内の建築制限）

第44条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りではない。

一～四 （略）

2 特定行政庁は、前項第4号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

特定連結路附属地については、道路法上の道路区域内ではありますが、建築基準法第42条の「道路」には該当しないため、建築基準法第44条の道路内建築制限の対象とはなりません。

○道路交通法

(道路の使用の許可)

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
 - 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
 - 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
 - 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものを行おうとする者
- 2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。
- 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
 - 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。
 - 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。
- 3 第1項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第1号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
- 5 所轄警察署長は、第1項の規定による許可を受けた者が前2項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。
- 6 所轄警察署長は、第3項又は第4項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 7 第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第5項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(許可の手続)

- 第78条 前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。
- 2 前条第1項の規定による許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。
- 3 所轄警察署長は、前条第1項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 4 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 5 第3項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。
- 6 第1項の申請書の様式、第3項の許可証の様式その他前条第1項の許可の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。